

佐賀県告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、令和4年1月4日から令和4年2月3日まで佐賀県県土整備部道路課及び東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月4日

佐賀県知事 山口 祥 義

道路の種類 及び路線名	道路の区域			
	区間	変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
県道 鳥栖田代線	鳥栖市桜町字鑑橋 1156 番6 地先から 鳥栖市桜町字鑑橋 1121 番6 地先まで	後	16.5～ 11.6	42.3
	鳥栖市桜町字鑑橋 1156 番6 地先から 鳥栖市桜町字鑑橋 1121 番3 地先まで	前	16.5～ 11.6	31.0